

# 高齢者のための

# 住宅福祉サービス事業

町では次のような高齢者福祉サービスを行っています。  
ご利用ください。

問い合わせ先  
保険課介護保険係 ☎(48)1111(内228・290)

## 高齢者軽度生活援助事業

六十五歳以上で、介護保険において自立と判定された方を対象に、軽易な日常生活の援助を行うためにホームヘルパーを派遣し、自立した生活の継続を援助しています。

## 生きがい活動支援通所事業

六十五歳以上で、介護保険において自立と判定された方を対象に、生きがい活動支援センターで一日を楽しく過ごしていただきます。  
センターでは、日常動作訓練、健康チェック、入浴などのサービスが受けられます。給食も自己負担で受けられます。

寝具の洗濯・乾燥  
サービス事業

六十五歳以上の在宅で寝たきりの高齢者で、寝具の洗濯・乾燥が困難な方に、寝具の洗濯などを実施しています。

## 配食サービス事業

おおむね六十五歳以上の一人暮らしまたは高齢者夫婦世帯などで、食事を作ることが困難な高齢者に配食サービス(平日の夕食)を実施しています。今年度から土曜日・祝日も配食できるようになりました。

## タクシー料金の助成事業

満七十歳以上の高齢者にタクシーの初乗り料金(基本料金)を助成しています。利用できるタクシーは、阿久比町と契約している会社に限ります。助成券は年間二十四枚以内、

一カ月当たり二枚として交付しています。

## 温水プール利用料の助成事業

満六十五歳以上の高齢者に、東部知多温水プール利用料の半額を助成しています。

## 緊急通報装置設置事業

おおむね六十五歳以上の一人暮らしまたは高齢者夫婦世帯に、通報装置を設置して安全な生活ができるよう手助けします。

## 徘徊高齢者家族支援サービス事業

常時はいかい癖のあるおおむね六十五歳以上の高齢者の方が、位置確認のための発信器を携帯することにより、家族の負担軽減の手助けをします。

## 家庭介護用品支給事業

在宅で常時紙オムツなどの介護用品の利用を必要とする、重度の要介護状態にある方(住民税非課税世帯)に介護用品を支給(クーポン券)します。

## 家庭介護慰労事業

重度の要介護の状態にある低所得者世帯(住民税非課税世帯)の高齢者を他のサービスを過去一年以上利用することなく介護している家庭に、慰労金を支給します。

## 高齢者健康保持対策事業(宅老所)

家に閉じこもりがちなおおむね六十五歳以上の高齢者を対象に、趣味活動や軽運動などを行い、一日を楽しく利用する施設です。

## お知らせ

寝具の洗濯・乾燥サービス  
在宅で寝たきり老人(おおむね六十五歳以上)の方で、寝具の洗濯・乾燥が困難な方に、寝具の洗濯・乾燥サービスをを行います。

日時

六月二十八日(火)午前中回収、  
六月三十日(木)午前中配送

枚数 洗濯・乾燥とも、掛けふとん・敷きふとん・毛布各一枚  
申込期限 六月十五日(水)

申し込み・問い合わせ先  
保険課介護保険(内228・290)